



Title	宣命の助詞表示
Author(s)	池田, 幸恵
Citation	語文. 1997, 68, p. 37-46
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/68913">https://hdl.handle.net/11094/68913</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 宣命の助詞表示

池田幸恵

## 一はじめに

宣命は主として、日本語の語順に従い、自立語を大書し付属語や用言の活用語尾を万葉仮名で小書きする、いわゆる宣命小書体で記されている。従って、小稿で取り上げる助詞は万葉仮名で小書きされるはずのものである。しかし実際に「五国史」に収められた宣命の助詞を見てみると、漢文助字を用いる例や万葉仮名も漢文助字も用いず助詞を読み添える例があり、必ずしも全ての助詞が万葉仮名で小書きされているわけではない。

小稿では、この宣命の助詞表示を取り上げ、万葉仮名で小書きされているものの他、助詞の読み添えや漢文助字による表記がどのようになされているのかを明らかにしたいと考えている。

## 二これまでの研究

宣命の助詞の読み添えについてはこれまで考察されることが少なく、管見の及ぶ範囲では、白藤禮幸氏の論究が存するのみである。<sup>2)</sup>氏は、倉野憲司氏編『続日本紀宣命』(岩波文庫)について調査し、三六種の助詞の表記例と読み添え例の数値を上げ、「訓読文に現われる助詞の約七〇パーセントが小字の万葉仮名によって示されている」(漢文

助字を含めると七六パーセント) という報告をされた。

使用頻度の高い上位八位までの助詞について、氏の挙げられた数值と、それをもとにして私に出した読み添え率を示すと、次の【表一】のようになる。なお、表の「表記例」は万葉仮名表記の例と漢文助字表記の例を合わせた数値であり、読み添え率の高い助詞から示している。

【表一】

	表記例	読み添え例	読み添え率
が	90	170	65.4
の	439	315	41.8
を	521	200	27.7
に	607	186	23.5
と	587	132	18.4
て	646	113	14.9
も	186	29	13.5
は	342	8	2.3

しかし、これらはあくまでも倉野憲司氏の訓読文における数値であり、奈良時代宣命が作られた当時、助詞がどの程度読み添えられていたのかについては、同じ奈良時代の資料でも、五音・七音という韻律を持つため読み添えの有無がある程度確定できる万葉集とは異なり、続日本紀宣命の場合は不明と言わざるを得ない。

従つて、小稿においては、どの部分に助詞が読み添えされていたのかを客観的に判断するため、宣命の冒頭など見られる類型的な表現や、特定の儀式に繰り返し用いられる定型

的な宣命を取り上げ、それにおいて助詞がどのように表示されているのかを見るという方法を探ることとする。

### 三 続日本紀宣命の区分

『続日本紀』(続紀と略称)には、文武天皇の即位宣命の第一詔から桓武天皇の御代の蝦夷征伐の宣命まで、本居宣長の数え方によると六二の宣命が收められている。の中でも淳仁天皇と称徳天皇の時期の宣命には、他の時期の宣命とは異なる字母の万葉仮名の使用や仏典に基づく語彙の使用など、他の時期とは異なる性格が顕著に認められている。そのため、小稿においても、続日本紀宣命を淳仁・称徳期の宣命とその前後の三つに分類し、次に示すように①～③の区分に分けて考える。

- ①区分：第一詔～第二六詔
- ②区分：第二七詔～第四七詔(淳仁・称徳期)
- ③区分：第四八詔～第六二詔

#### 四 類型表現の助詞表示

ここでは、多くの宣命に共通して見られる冒頭や末尾の類型的な表現を取り上げ、それらにおいて助詞がどのように表示されているのかを見ることとする。

##### A、大命<sub>乎</sub>衆聞食止宣

##### B、天皇我大命

天皇我詔旨勅命親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食  
(<sub>6</sub>)言隨法<sub>尔</sub>可有<sub>枝</sub>政<sub>止</sub>之貞明親王<sub>乎</sub>立而皇太子<sub>止</sub>定賜布故此之

状悟<sub>大</sub>百官人等仕奉止詔天皇(が)勅旨<sub>乎</sub>衆聞食(と)宣(三代)

まずAは、天皇から臣下への宣命であるノリタマフ系宣命の冒頭や末尾・段落の終りに見られる表現であり、取り上げる助詞は「を」と「と」の二種である。またBは「天皇<sub>が</sub>大命」という表現の「が」を取り上げている。この「天皇<sub>が</sub>大命」の「が」は、冒頭表現では「天皇<sub>が</sub>大命<sub>である</sub>として宣下される」と主格で用いられ、それ以外では「天皇<sub>が</sub>大命」と連体格で用いられている。主格と連体格では、同じ「天皇<sub>が</sub>大命」であっても助詞が表記される割合は異なる可能性があり、両者を分けて考えることとする。

用例として挙げている『日本三代実録』第一七二詔は、Aの「大命<sub>を</sub>衆聞食<sub>と</sub>宣」は冒頭と末尾の二箇所に見られるが、二箇所とも「を」のみが表記され「と」は読み添えられている。またBの「天皇<sub>が</sub>大命」は、冒頭表現の主格の「が」は表記され、末尾の連体格の例は読み添えられている。

##### C、<sub>ム</sub>申賜止申

天皇我詔旨坐掛畏<sub>支</sub>神功皇后乃御陵<sub>尔</sub>申賜止申<sub>ム</sub>頃者在肥後國阿蘇郡神靈池無故涸滅<sub>ム</sub>冊丈又伊豆國<sub>尔</sub>有地震之變乍驚問求<sub>礼</sub>旱疫之災及兵事可有<sub>止</sub>ト申(後略)(続後・第九一詔)

Cは、天皇から神社・山陵に対して奏上する宣命である、マラス系宣命の冒頭に見られる表現で、格助詞「に・と」を取り上げている。右に挙げた『続日本後紀』第九一詔の場合、「に・と」がともに表記されている。このCの場合、全六三例中「と」は全ての宣命で表記され、「に」は『日本三代実録』第三三四詔の「松尾大名神乃廣前(に)申<sub>倍</sub>申」の一例を除き全て表記されている。

##### D、天皇我詔旨法師等<sub>尔</sub>白<sub>止</sub>勅大命<sub>乎</sub>白

天皇我詔旨止法師等尔白止佐倍勅大命乎白大法師圓明乎權律師尔任賜

事乎

白止佐倍

勅大命乎

白

(文德・第一・七詔)

Dは僧綱宣の冒頭表現であり、「が」と「に」を四種の助詞

を取り上げている。この場合の「が」は主格である。右に挙げた「日

本文徳天皇実錄』第一・七詔の例では、四種の助詞が全て表記され

ている。このDは「五国史」全体で一〇例存するが、「が」と「と」

に一例ずつ読添え例がある他は、いずれの助詞も表記されている。

【表二】

(8)

四種の助詞の表示のあり方を表すと【表二】のようになる。

これらA～Dの表現に見られる

『続紀』とその次の『日本後紀』

では、合わせて万葉仮名表記例八

例・読添え例三三例と読添え例の

方が多く、八割程度が読み添えら

れているのに対し、『続日本後紀』

以下の三つの国史では、表記例の

方が多くなっている。また「五国

史」全体での読添え率は45・8%

に上っている。

次の連体格の「が」は、『続日

本後紀』で万葉仮名表記例六例に

対し読添え例四例と表記例の方が

多い他は、いずれの国史でも読添え例の方が多い。特に『日本文徳天皇実錄』では、主格の「が」は表記し連体格の「が」は読み添え

るという傾向が強く見える。この連体格の「が」の読添え率は「五国史」全体で78・9%に上っている。また、読添え例の多い『続紀』の中でも、②区分のみは主格・連体格ともに万葉仮名表記例の方が多くなっている。

蜂矢宣朗氏による万葉集の読添えの研究において、助詞の「が」は、主格か連体格かの区別はされていないものの、読添え率は52・3%に上り、「人代名詞もしくはこれに準ずる語の下に読添へられるか、特定の熟合語を成立させる場合に読添へられる」と分析されている。宣命の「天皇が」の「天皇」は人称代名詞に準じる語であると見られ、万葉集の読添え例から見ても「が」の読添えがかなり高い割合でなされていることは納得のできるものである。

なお、蜂矢宣朗氏「萬葉集讀添訓索引」助詞の部、上――と正宗敦夫氏編『萬葉集總索引』<sup>(12)</sup>により、万葉集における助詞「が」の読添え率を主格と連体格に分けて計算すると、主格では表記例三九六例に対し読添え例三八四例と読添え率は49・2%になり、連体格では表記例五四九例に対し読添え例六六七例と読添え率54・9%となり、わずかではあるがやはり連体格の読添え率の方が高くなっている。

次の「を」は、『続紀』では万葉仮名表記例八五例・読添え例三五例と読添え例がかなり見られるのに對し、『四國史』では一五一例対四例と、ほぼ助詞が表記されるようになっている。読添え率を見てみると、「五国史」全体では16・3%と万葉集での読添え率7・9%<sup>(13)</sup>をはるかに上回っているが、『四國史』のみでは3・4%と万葉集を下回っている。<sup>(14)</sup>また、『続紀』の中で②区分に表記例が多いのは「が」の場合と同様であるが、「を」格の場合には読添え例

が一例のみであり、②区分では助詞を万葉仮名表記するという傾向が「が」の場合より一層明確に現れている。

紀には見られないものであるために、「に」の読み例が少なくなっているのだと考えられる。

次の「と」も、『続紀』では万葉仮名表記例五五例・読み例六五例と読み例がかなり見られるのに対し、「四国史」では一八六

例対六例とほぼ助詞が表記されるようになり、「を」格と同様の変遷が認められる。助詞の読み率も「五国史」全体では22・8%と万葉集の12・6%<sup>(16)</sup>を上回るもの、「四国史」のみでは読み率3・1%と万葉集よりはるかに低い数値となっている。また、『続紀』の中で②区分のみ万葉仮名表記例が多いのも、他の助詞と共に通して言えることである。

なお、「と」は上に動詞が来る場合にその動詞の活用語尾が万葉仮名で小書きされているときには、読みにはなり得ず必ず表記されるものである。Aの「衆聞食」の後は表記例一五九例中二二例、Cの「申賜」の後は六三例中五九例、Dの「白」の後は一〇例全てが万葉仮名で小書きされた活用語尾の下に助詞の「と」が表記されている。C・Dの表現において「と」の読み例がごく少數しか見られなかつたのは、この活用語尾から小書きされているという理由によるところが大きい。

最後の「に」は、C・Dの表現が「四国史」のみに見られるものであるため、『続紀』からの助詞表示の変遷は不明であるが、『日本三代実録』の一例を除き全て万葉仮名表記されている。「に」がもともと表記されやすい助詞であったとも考えられるが、万葉集では「に」の読み率は21・5%<sup>(17)</sup>と高いことや、白藤氏の調査に基づく『続紀』での読み率が23・5%に上っていたことを考慮に入れるると、C・Dの表現の例が、他の助詞で読み例の多い『続

## 五 定型的な宣命の助詞表示

第四節で見てきた宣命の助詞表示の傾向が、宣命冒頭などの類型的な表現のみに当てはまることが否かを明らかにするために、次に宣命の本文部分において助詞がどのように表示されているのかを見ていくこととする。なお、どの部分に助詞が読み添えられていたのかを判断するため、ここでは、「五国史」以外に後の儀式書等に宣命文が見え、かつ「五国史」中に文辞の重なる宣命が複数あって助詞表示の変遷の見られるものを取り上げて、比較検討することとする。

まず「五国史」全体を通して用例の見られる宣命に立太子の宣命がある。<sup>(18)</sup>取り上げる助詞は、次の『新儀式』の例でゴチックで示している「が・を・と・に・て」の五種一五（冒頭の「現神<sup>止</sup>大八州所知<sup>須</sup>倭根子」の文辞のない場合は一四）の助詞である。

現神<sup>止</sup>大八州所知<sup>須</sup>倭根子天皇<sup>我</sup>詔旨<sup>良萬</sup>勅命<sup>乎</sup>親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食<sup>止</sup>宣隨法<sup>可</sup>有<sup>岐</sup>政<sup>止</sup>為<sup>弓</sup>某<sup>乎</sup>立<sup>弓</sup>皇太子<sup>止</sup>定賜<sup>布</sup>故此状<sup>サ</sup>悟<sup>ミ</sup>仕奉<sup>禮</sup>詔<sup>布</sup>天皇<sup>（が）</sup>勅命<sup>乎</sup>衆聞食<sup>止</sup>宣（新儀式・卷五）

この例の場合は、末尾の「天皇が大命」の連体格の「が」が読み添えられている他の、「一四の助詞が表記されている。

明神（と）大八州所知<sup>須</sup>和根子天皇（が）詔旨（と）勅命<sup>乎</sup>親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食<sup>止</sup>宣隨法<sup>可</sup>有<sup>岐</sup>政<sup>止</sup>志山部親王（を）立而皇太子<sup>止</sup>定賜<sup>布</sup>故此之状（を）悟<sup>ミ</sup>百官人等仕奉<sup>禮</sup>

## 詔天皇（が）勅命<sub>ヲ</sub>衆聞食（と）宣（後略）（統紀・第五五詔）

この例では「立てて」の「て」は万葉仮名ではなく漢文助字で記されているが、それを含めると「を」二例「と」三例「に」一例「て」二例の合計八例が表記され、（—）に括って示した「が」二例（主格・連体格一例ずつ）「を」二例「と」三例の合計七例の助詞が読み添えられている。なお「新儀式」などの儀式書に見られる立太子宣言の文辭以外の部分については、宣言によって有無の差があるため、小稿では考察の対象外とした。

天皇<sub>我</sub>詔旨<sub>良方</sub>勅御命<sub>ヲ</sub>親王等王等諸臣等百官人等天下公民衆聞食止宣（中略）故是以正嗣<sub>止</sub>有支戶恒貞親王<sub>ヲ</sub>皇太子<sub>止</sub>定賜<sub>布</sub>故此之状<sub>乎</sub>悟<sub>天</sub>百官乃人等仕奉止宣<sub>布</sub>天皇<sub>我</sub>御命<sub>ヲ</sub>衆聞食止宣（統後・第七詔）

### 右の例の場合は「隨法に<sub>ノ</sub>の親王を立てて皇太子と定賜<sub>フ</sub>」の部分が「正嗣<sub>ト</sub>有べき恒貞親王を皇太子と定賜<sub>フ</sub>」となつていて、「五國史」の他の立太子宣言とは文辭が異なつていて<sup>(19)</sup>、そのため「隨法に」「立てて」の「に<sub>・</sub>て」の助詞が一例ずつ少なく、また冒頭に「明神<sub>ト</sub>」の文辭を持たないため、考察対象となるのは一二の助詞であるが、ここではその一二の助詞が全て表記されている。

また立太子宣言と同じように、定型的な文辭が「五國史」を通して見られるものに即位の宣言がある<sup>(20)</sup>。次に即位宣言の中でも特に文辭の重なりの見られる、第二段落の部分を取り上げる。

（前略）然皇<sub>止</sub>定天下治賜君<sub>ヲ</sub>賢人乃良佐<sub>平</sub>得天<sub>之</sub>天下<sub>乎</sub>波久安久  
治賜尔<sub>在</sub>止奈<sub>乎</sub>聞行須故是以大命坐宣<sub>ス</sub>朕<sub>は</sub>雖拙劣親王等<sub>乎</sub>始天  
王等臣等乃相穴<sub>奈比</sub>奉利相扶奉辛事<sub>爾</sub>依天此乃仰賜比授賜<sub>倍留</sub>食國<sub>乃</sub>天  
下乃政<sub>渡</sub>久安久奉仕<sub>倍</sub>止所念行須（後略）（朝野群載・卷第十

## （二）

考察対象としているのは、右の『朝野群載』の例でゴチャックで示した一八の助詞と「朕は雖拙弱」の読み添えの「は」を合わせた「とて・は・の・を・に」の六種一九の助詞である。この「朕は雖拙弱」に係助詞「は」を読み添えるのは、『統紀』第一四詔の孝謙天皇の即位宣言に「朕者拙劣雖在」と「は」の漢文助字表記の例があることによつている。なお、ここでの「の」のうち、主格の例は「王臣等の」の一例、連体格の例は残りの四例である。

（前略）然皇（と）坐<sub>キ</sub>天下治賜君者賢人乃能臣<sub>乎</sub>得之天<sub>下</sub>乎裏平久安久治物<sub>尔</sub>在<sub>奈</sub>聞行須故是以大命坐宣<sub>久</sub>朕（は）雖拙弱親王（を）始<sub>基</sub>王臣等乃相穴<sub>奈</sub>奉利相扶奉辛事（に）依<sub>基</sub>此之仰賜比授賜<sub>夫</sub>食國（の）天下之政者平<sub>久</sub>安<sub>久</sub>仕奉<sub>倍</sub>止所念行須（後略）（統紀・

### 第二四詔

この『統紀』第二四詔では「四の助詞が表記されているものの、「は」は表記されている二例ともが漢文助字「者」字の例であり万葉仮名表記の例はない。また「の」は、主格の一例は万葉仮名表記されているが、連体格の四例は、万葉仮名表記例が二例・漢文助字表記例が一例・読み添え例が一例となつていて、このように助詞は表記されていても、万葉仮名でなく漢文助字が用いられている場合もある。これら漢文助字の例については後にあらためてふれることとする。

立太子宣言と即位宣言での助詞表示のあり方を表に示すと次の【表三】のようになる。

「が」（主格）・「を・と」の助詞は、『統紀』では読み添え例が多いのに対し「五國史」宣言で万葉仮名表記例が多くなり、連体格の

「が」は「五國史」を通して読添え例が多いという傾向は、先の【表二】の場合と同じであるため省略し、ここではそれら以外の「に・は・の・て」の助詞について述べることとする。

【表三】には「五國史」全体で万葉仮名表記例一七例 読添え例七例と、先の【表二】では読添え例がほとんど見られなかつたのに対し、ここでは読添え例が確認できる。このことは、第四節の考察のことから、「に」に読添え例がほとんど見られないのは、そのもととしたC・Dの類型表現の例が『続紀』に見られないためであると考えたことを裏付けている。

主格	連体格										
		ガ	(が)	ガ	(が)	ヲ	(を)	ト	(と)	ニ	(に)
続 紀	0	3	0	3	8	10	13	12	7	2	
①区分	—	—	—	—	1	1	2	1	1	1	
②区分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
③区分	0	3	0	3	7	9	11	11	6	1	
後 紀	0	1	0	1	3	1	6	0	1	0	
続 後	1	1	1	1	9	1	11	2	2	1	
文 德	1	0	0	1	5	1	7	1	2	1	
三 代	2	0	1	1	12	2	15	4	5	3	
合 計	4	5	2	7	37	15	52	19	17	7	

ハ	者	主格		連体格		テ	面	(て)
		ノ	之	(の)	ノ	之	(の)	テ
0	6	3	3	0	0	2	6	4
0	2	1	1	0	0	1	2	1
—	—	—	—	—	—	—	—	—
0	4	2	2	0	0	1	4	3
—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	0	1	1	0	0	3	1	0
2	0	1	1	0	0	3	1	0
6	0	3	3	0	0	7	2	3
10	6	8	8	0	0	15	10	7
						37	11	1

「は」は、先にも述べたように万葉仮名で表記される以外に漢文助字の用いられる場合がある。「者」字の例は【表三】では「続紀」のみ見られるものであるが、「五國史」全体では『日本三代実録』の宣命まで用いられている【表四】参照)。また「は」の読添えは表の数値からは多いようと思われるが、これら八例は全て即位宣命の「朕は雖拙弱」という表現の例で、用法としては限られたものである。即位宣命など儀式の際の宣命は先の文辞を引き継いでいくものであるため、「五國史」を通して読添え例が存するのである。

次の「の」は、取り上げた用例のうち主格の一例は「五國史」を通して全て万葉仮名で表記されている。一方の連体格の例は、万葉仮名表記例一五例・漢文助字表記例一〇例に対し、読添え例は七例で読添え率は21・9%となっており、主格と連体格では読添え率にかなりの差がある。

万葉集における「の」の読添え率を見てみると「の」全体の読添え率は24・2%であるが、これを先の「が」と同様に主格と連体格に分けて計算すると、主格では表記例九八九例・読添え例六八例と読添え率は6・4%であるのに対し、連体格では表記例三七一七例・読添え例一七〇三例と読添え率は31・4%に上つており、やはり連体格の「の」の読添えの方が圧倒的に多く、宣命の場合と同様の傾向が認められる。

最後の「て」は、万葉仮名表記例三七例・漢文助字表記例一一例に対し、読添え例が一例のみと、助詞の表記される割合がかなり高い。この「て」の場合は、先に見た引用の「と」とは異なり、上に来る動詞の活用語尾から万葉仮名で表記されている例はなく、上の動詞の活用語尾表記にひかれて助詞が表記されていると見られる例

はない。また漢文助字の例は、「五国史」の用例一例のうち七例までが、立太子宣言の「親王を立てて」の「立てて」の例であり、先の「は」の読添え例と同様、これも先の宣言の文辞を引き継いでいくために後まで見られる例であると言える。

## 六 宣命の漢文助字

最後に宣命に見られる漢文助字についてもふれることとする。

「五国史」宣命全体では、「より」の「自」字など助詞相当のただでも十数種の漢文助字が用いられているが、小稿では先の即位・立太子宣言で見られた「て・は・の・ども」の「而・者・之・雖」の四つの漢文助字を取り上げ、その変遷について見てみることとする。

〔表四〕

	而	者	之	主格	連体格	雖
統紀	132	75	68	5	62	5
①区分	113	52	32	2	29	3
②区分	0	1	6	0	6	0
③区分	19	22	30	3	27	2
後紀	2	6	6	0	5	1
統後	4	2	20	0	20	1
文徳	1	2	8	0	7	2
三代	4	1	130	1	129	3
合計	143	86	232	6	223	12

まず、「て」の「而」字と「は」の「者」字については、〔表四〕に示したように、その用例のほとんどが「統紀」の例で、中でも①区分(次いで③区分)で最も多く用いられている。つまり初期の宣命ほど「而・者」の漢文助字の例が多いということになる。

また「四国史」宣命では「而・者」

の例はごくわずかであり、ほぼ小書きの万葉仮名が専用されるようになり、「而」字は立太子宣言で「立てて」などに引き続き用いられ、「者」

は葉子の変に際しての宣命で「葉子者」「仲成者」として用いられる例などが確認できるのみである。

故如此之状<sup>乎</sup>聞食悟而（統紀・第一詔）

建内宿祢命乃仕奉流事止同事<sup>止</sup>效勅而治賜（統紀・第二詔）

道康親王立而皇太子止定賜布（統紀・第一〇一詔）

汝藤原朝臣乃仕奉狀者今<sup>不</sup>在（統紀・第一詔）

此乃天豆日嗣之位者大命爾坐大坐而治可賜（統紀・第三詔）

藤原朝臣葉子者掛畏柏原朝廷御時尔（統紀・第七〇詔）

又申<sup>久</sup>掛畏<sup>支</sup>柏原御門乃天朝粉賜年厚慈<sup>乎</sup>蒙載之天之日嗣政者

（統紀・第七八詔）

また「者」字の中には、「統日本後紀」第七八詔に万葉仮名のように小書きされている例もあり、「者」字は漢文助字でありながら、

日本語の係助詞「は」と密接なつながりを持つものと考えられていてことが窺える。「は」の平仮名に「者」を字母とするものがあるのも、この万葉仮名のようく小書きするという意識と繋がるものであろう。

天皇御子之阿礼坐<sup>乎</sup>弥繼繼尔（統紀・第一詔）

此食國天下之業<sup>乎</sup>日並知皇太子之嫡子今御宇<sup>豆</sup>天皇<sup>尔</sup>授賜而

（統紀・第三詔）

又中納言藤原朝臣葛野麻呂<sup>波</sup>惡行之首藤原葉子<sup>加</sup>姻媾之中<sup>波</sup>重罪有<sup>志</sup>信

（後紀・第七二詔）

\*破却之事如本記成此<sup>モ</sup>亦无礼之事利<sup>奈</sup>（後紀・第七一詔）

多くの漢文助字が「四国史」宣命では用例数を減少させていく中で、この「之」字のみ用例数を増加させている。特に「日本三代実録」に用例数が多いのは、事件の記録的な要素の強い、応天門の変

についての宣命や新羅海賊についての宣命で、「大逆之罪」「風雨之事」「兵革之事」など「之」字が多用されているためである。また、

\*を付した『日本後紀』第七一詔のように、「やぶりつること」「るやなきこと」など、「の」と訓まない例においても、連体の関係を示す助字として用いられていることも、「之」字が他の助字に比べ用いやすかつたことを表していると言えよう。なお、この「之」字の場合、主格の例はごく少数であり、連体格の例が大多数を占めている。

如此雖在慈賜<sup>止</sup>為而一等輕賜而姓名易而遠流罪<sup>少</sup>治賜<sup>都</sup>

(統紀・第一九詔)

故是以大命坐勅<sup>タス</sup>朕雖拙弱親王始而(統紀・第四八詔)

然多人鹿等申<sup>タス</sup>雖言不納<sup>止</sup>謀爭<sup>止</sup>懲至<sup>止</sup>申(後紀・第七一詔)

最後の「雖」字は『統紀』でも五例と用例が少ないにも関わらず、「五國史」を通して用例が見られるのは、先にも述べたように、即位宣命での「朕は雖拙弱」という表現で用いられるためであり、助字の用いられる範囲としては限られたものである。

漢文助字の場合も「而・者」に代表されるように、『統紀』ではかなり用例が見られたのが、『四國史』では連体格の「之」字を除き用例が減少し、用法も限定されていくことが確認できる。また、助詞の読添え例の多い『統紀』の中で、②区分のみ読添え例が少ないことは先に第四節で見た通りであるが、漢文助字の場合も②区分のみ用例が極端に少なくなつており、この津仁・称徳期の宣命の場合、助詞の多くが万葉仮名で小書きされていることが確認できる。

また、宣命と万葉集の助詞の読添え率を比較してみると、『統紀』から万葉仮名表記例・読添え例ともにある程度の用例数の見られる「を」「と」などの助詞では、「五國史」宣命全体や統日本紀宣命では万葉集に比べ読添え率が高く、「四國史」宣命では万葉集より低

## 七 ま と め

以上、宣命の助詞表示について見てきたことをまとめると、

一、小稿で取り上げた助詞は、連体格の「が」を除き、いずれの助詞も統日本紀宣命に比べ『日本後紀』以下の「四國史」宣命の方が万葉仮名表記されている割合がかなり高く、「四國史」宣命では助詞の読添え例はごく少数に過ぎない。

二、「統紀」の①・③区分では「を」を除き「が(主格・連体格)・と」で万葉仮名表記例より読添え例の方が多いのに対し、②

区分の淳仁・称徳期の宣命では、いずれの助詞も万葉仮名表記例が多く(表二)、漢文助字の使用も少ない(表四)。この時期の宣命は『統紀』の中でも特殊な性格のものであることはかねてから指摘されてきたが、助詞表示のあり方においても、万葉仮名で小書きする例が多くを占め、「統紀」の他の時期の宣命とは異なる傾向を示している。

三、「四國史」宣命においては、多くの助詞が万葉仮名で小書きされるようになり、読添え例や漢文助字表記例はほぼ見られなくなる。その中で例外的に用例の見られるのは、連体格の「が」の読添えと漢文助字の「之」字であり、この両者は連体の関係を示すという点で共通している。

といったことが指摘できる。

また、宣命と万葉集の助詞の読添え率を比較してみると、『統紀』から万葉仮名表記例・読添え例ともにある程度の用例数の見られる「を」「と」などの助詞では、「五國史」宣命全体や統日本紀宣命では万葉集に比べ読添え率が高く、「四國史」宣命では万葉集より低

くなっている。宣命小書体は、それ自体が助詞・助動詞という日本語の辞の部分を意識したものであり、宣命小書体という表記法が安定したものとなつた。「四国史」宣命で、万葉集より厳密な助詞表記がなされているのは、むしろ当然のことであると言えよう。

このように、主として日本語の語順に従い、付属語や用言の活用語尾を小書きの万葉仮名で記す宣命小書体においても、続日本紀宣

命では助詞の読添え例や漢文助字表記の例が多く見られる。それが「四国史」宣命になると、連体格の「が」の読添えや漢文助字の「之」字といった連体の関係を示すものを除き、見られない傾向が強くなり、助詞の多くが小書きの万葉仮名で記されるようになる。宣命が後のものほど助詞を万葉仮名で小書きするようになるのに従つて用

例数を減少させていくという点では、助詞の読添え例も漢文助字表記の例も、ともに捉えられるものであると考えられるのである。

- (1) 六国史の中から「日本書紀」を除いた「続日本紀」以下の五つの国史を「五国史」と称し、さらに「続日本紀」を除いた「日本後紀」以下、四つの国史を「四国史」と称することがあり、小稿でもそれぞれの国史の総称として用いることとする。
- (2) 「講座国語史第四卷 文法史」「第二章 古代の文法I」(昭五七、大修館書店)

- (3) 例えば、現在続日本紀宣命の校本としてよく用いられる、北川和秀氏編『続日本紀宣命』校本・縦索引(昭五七、吉川弘文館)の訓読文により、助詞「て」の用例を数えてみると、表記例六二三例・読添え例九三例と読添え率は13・0%('て'の読添え例の大多数を占める「是以」を除くと読添え率は6・1%)と訓読文によって読添え率の数値は異なる。

- (4) 長尾勇氏「続紀宣命」についての研究――からの用字法を中心として――(「日本大学文学部研究年報」一、昭二六)、小谷博泰氏「木簡と宣命

の国語学的研究」(昭六二、和泉書院)など。

(5) この淳仁・稱徳期の宣命の範囲については、孝謙天皇の時期のものまでを含めて考證する説もあるが、小稿においては、沖森卓也氏が「続日本紀宣命の表記と文体―稱徳期について―」(松村明教授還暦記念『國語学と國語史』昭五二)、明治書院で示された区分によつている。

(6) 助詞を読み添えるべき箇所は、( )に括つてその助詞を示す。以下同。

(7) 「が」の読添え例があるのは「日本三代実録」第一二八詔、「と」の読添え例があるのは「日本三代実録」第一二八詔である。

(8) 表の二段目片仮名は万葉仮名表記の例を、( )に括つた平仮名は読添へる説を示している。〔表三〕も同じ。

(9) 「萬葉集讀添訓の研究」(二)(「天理大學學報」二二、昭三一)

(10) 「萬葉集讀添訓の研究」(二)(「天理大學學報」二二、昭三一)

(11) 「萬葉」第六号、昭三一

(12) 昭四九、平凡社

(13) ここでは主格の「が」と連体格の「が」のみを取り上げ、「万葉集總索引」において「體言に屬して、其が補助成分たることを示すもの」に分類されている。「～が隨に～が如し」などの「が」は用例に含んでいない。そのため注9論文での「が」の用例数とは一致していない。

(14) 注9論文

(15) 「を」格については以前に「五国史」宣命全体での読添え率を調査したことがある(拙稿「宣命の「を」格表示」、「待兼山論叢」三〇、文史篇、平八・一二)。それによると、「五国史」全体の読添え率は11・5%、「四国史」のみでは4・8%「続紀」のみの読添え率は20・4%と今回の類型表現における読添え率と傾向としては一致している。

(16) 注9論文

(17) 注9論文

(18) 立太子の宣命には、小稿で取り上げた定型的なもの他に、一例のみではあるがそれらとは文辭の異なる白壁王の立太子の宣命(「続紀」第四十七詔)が存する。この宣命は、稱徳天皇が皇太子を定めずに崩御したという特殊な状況下での宣命で、他の立太子の宣命とは全く文辭が異なるため、考察の対象に入れていない。

(19) 「朝野群載」卷十二に收められた立太子の宣命例文は、「続日本後紀」第七詔と同様「某親王を皇太子と定めよ」となつており、後後記第七詔とどちらの文辭が定型として用いられたのかについては疑問が残る。

(20) 即位宣命は『統紀』には七例存するが、第一・三・五・一四詔の四

例は後の定型的な即位宣命とは文辭が異なるため、考察対象に入れて

いない。

(21) 主格の「が」は厳密には『統紀』・『日本後紀』で読添え例が多く、『日本後紀』と

『続日本後紀』以下の三つの国史で読添え例が多く、『日本後紀』と『続日本後紀』の間で変化が見られるのであるが、「を・と」と括つ

てこのようにした。

(22) 注9論文

(23) ここでは主格の「の」と連体格の「の」のみを取り上げ、枕詞や序

詞の末尾の「の」などは用例に含んでいないため、注9論文での「の」

の用例数とは一致していない。

(24) 「従者」などの熟語の例や接続詞「而尔」など日本語の助詞に相当し

ない例は含めていない。また、「而」字の例の中には「不被告而」と

接続詞「ども」の例が一例、「者」字の例の中には「坐者」「辞啓者」

など接続助詞「ば」の例が一四例、「をば」の例が二例、「之」字の例

の中には「皇之」「朕之」など格助詞「が」の例が四例あるが、これら

も表には含めていない。

(25) 「者」を万葉仮名のように小書きする例は、この例の他『朝野群載』

卷第十二の「正月元日」の宣命例文にも「又時毛寒々雪降爾依天御被賜  
考久止宣」とある。

テキスト 北川和秀氏編『続日本紀宣命 校本・総索引』、『新訂国史大系』

#### 【付記】

本稿は、平成八年度大阪大学国語国文学会での口頭発表に基づくものである。席上及びその後ご教示を賜った大鹿薰久先生、高山善行先生、米谷隆史氏、是沢範三氏に記して深謝申し上げる。